

愛知県公安委員会告示第 28 号

愛知県安全なまちづくり条例（平成 16 年愛知県条例第 4 号）第 32 条第 5 項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったので、同条第 6 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 18 日

愛知県公安委員会委員長 中 尾 友 紀

- 1 勧告に従わなかった法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社 S U N
加藤 友基
名古屋市千種区日新通二丁目 19 番地の 1

- 2 勧告年月日
令和 7 年 3 月 19 日

- 3 勧告の内容

株式会社 S U N は、名古屋市中区錦三丁目 13 番 19 号アロン錦 B を所有し、同所 5 階東号室で風俗営業等を営む者に同室を賃貸する者であるが、当該不動産が違法な風俗営業等に使用されることのないよう適正な管理に努めなければならないにもかかわらず、同所 5 階東号室で風俗営業等を営む者が、令和 6 年 10 月 12 日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に違反する行為（営業時間制限違反）を行っていたことが判明したことから、愛知県公安委員会から同不動産が違法な風俗営業等の営業所又は事務所として使用されているときは、当該不動産を使用させないよう勧告したものである。